

# 緊急小修繕に係る登録申請について

和歌山県総務部総務管理局管財課

## 1 提出書類

- (1) 緊急小修繕登録申請書 (別記第1号様式)
- (2) 経営状況調書 (別記第2号の1様式)
- (3) 和歌山市内に支店若しくは営業所があることを証明する書類  
(和歌山市内に本店又は本社がある場合は不要)
- (4) 修繕履歴書 (別記第2号の2様式)
- (5) 修繕履歴書に記載された修繕実績に係る契約履行状況を証明する書類  
(和歌山県総務部総務管理局管財課が管理する施設に係るもの以外のものである場合)
- (6) 連絡体制表 (別記第3号様式)
- (7) 委任状 (代理人を選任した場合) (別記第4号様式)
- (8) 緊急小修繕登録希望業種に係る和歌山県国土整備部から通知された「入札参加資格認定通知書」の写し
- (9) 所在地見取図 (別記第5号様式)

## 2 申請書を提出できる者（次に掲げる以外の者）

- (1) 申請する種目について、和歌山県の発注する建設工事の入札参加資格を有さない者
- (2) 申請する業種について、建設業の許可を受けて2年が経過しない者
- (3) 和歌山市内に本店または支店、若しくは営業所がない者
- (4) 登録申請書の提出日が属する年度の12月1日より前5年間において、官公庁の庁舎、職員住宅若しくは公営住宅又は民間の共同住宅（20戸以上のものに限る。）の修繕実績がない者
- (5) 夜間・休日を問わず、24時間修繕対応が可能でない者
- (6) 和歌山県総務部総務管理局管財課が発注する緊急小修繕に係る登録を取り消された者で、当該取り消された日から2年を経過していない者
- (7) 契約の履行が困難と認められる者
- (8) 登録を希望する年度の前年度における緊急小修繕の実施に当たり、過失により修繕工事を粗雑にしたと認められる者（登録を希望する年度の前年度において登録されていた者に限る。）
- (9) 登録を希望する年度の前年度における緊急小修繕の実施に当たり、契約に違反するなど、受注者として不適当であると認められる者（登録を希望する年度の前年度において登録されていた者に限る。）

### 3 登録業種

- (1) 建築工事
- (2) 電気工事
- (3) 管工事
- (4) 電気通信工事

### 4 契約条件

- (1) 直接工事費及び仮設費は、市場における最低の適正価格とする。
- (2) 労務単価は、契約の締結日における和歌山県公共工事設計労務単価（ただし、1時間当たり割増賃金係数Kは除く。）を採用する。
- (3) 諸経費（一般管理費等、現場管理費）は、直接工事費及び仮設費の合計額に対して15%以下の金額とする。
- (4) 消費税及び地方消費税の率は、消費税法第29条及び地方税法第72条の82、83による。

### 5 申請書の提出先

和歌山県総務部総務管理局管財課

### 6 申請書類及びその添付書類の提出時期

令和8年2月13日（金）から令和8年2月27日（金）までの県の休日を除く日の午前9時00分から午後5時30分必着

### 7 登録審査の結果の通知

申請者には、登録審査の結果を文書により通知する。

### 8 登録の有効期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

### 9 問い合わせ先

和歌山県総務部総務管理局管財課管理班

〒640-8585

和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地

電話 073-441-2213